

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

目次	ページ
<b>規 則</b>	
○北海道森林審議会議事規則の一部を改正する規則……………（水産林務部総務課）	18
○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（砂防災害課）	18
<b>告 示</b>	
○平成23年度砂利採取業務主任者試験の実施……………（環境・エネルギー室）	19
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可（農業施設管理課）	19
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	19
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	20
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	20
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	20
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等……………（河川課）	21
○景観計画の変更……………（都市計画課）	21
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（調達課）	21
<b>総合振興局告示及び振興局告示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	21
○特定調達契約に係る入札の公告……………	22
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	23
<b>道教育庁オホーツク教育局告示</b>	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	24

**規 則**

北海道森林審議会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年9月9日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道規則第62号**

北海道森林審議会議事規則の一部を改正する規則  
北海道森林審議会議事規則（昭和28年北海道規則第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「市」を「市町」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月9日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道規則第63号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成18年北海道規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第21条第2項」の次に「及び第28条第2項」を加える。

別記第1号様式に次のように加える。

その3（法第28条第2項によるもの）

（表面）

第 号	身 分 証 明 書	
	住 所 氏 名	
		年 月 日生
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第28条第1項の規定により、他人の占有する土地に立ち入ることができる者であることを証明します。	
	年 月 日	北海道知事 印

（裏面）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（抜粋）  
（緊急調査のための土地の立入り等）

**第28条** 都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要な限度にお

いて、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2 第5条（第1項及び第4項を除く。）の規定は、前項の規定による立ち入り及び一時使用について準用する。この場合において、同条第8項から第10項までの規定中「都道府県」とあるのは、「都道府県又は国」と読み替えるものとする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 北海道告示第566号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成23年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成23年9月9日

北海道知事 高橋 はるみ

- 試験期日及び試験時間 平成23年11月11日（金）午前10時から正午まで
- 試験地及び試験場所  
(1) 試験地 札幌市、函館市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、岩見沢市、網走市、留萌市、稚内市、根室市、倶知安町、江差町及び浦河町  
(2) 試験場所 受験票により受験者に通知する。
- 試験科目  
(1) 砂利の採取に関する法令  
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 受験願書提出先 受験希望地に所在する総合振興局又は振興局の産業振興部商工労働観光課に提出すること。
- 受付期間及び受付時間 平成23年9月28日（水）から10月17日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時45分から午後5時30分まで。  
なお、郵送等の場合は、平成23年10月17日（月）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。
- 提出書類

(1) 受験願書（砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）様式第9によること。）

(2) 写真（縦5センチメートル、横4センチメートル、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものであること。）

7 受験手数料 受験手数料（8,000円）は、北海道収入証紙で納付するものとし、受験願書の所定欄にこれを貼り付けること。

8 その他 受験に関して不明な点があるときは、最寄りの総合振興局若しくは振興局の産業振興部商工労働観光課、後志総合振興局産業振興部小樽商工労働事務所又は北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室に照会すること。

### 北海道告示第567号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

平成23年9月9日

北海道知事 高橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
新ひだか土地改良区	歌 笛 頭 首 工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	茂 平 頭 首 工	同
同	福 畑 頭 首 工	同
同	富 沢 頭 首 工	同
同	西 端 頭 首 工	同
同	蓬 栄 ため 池	同
同	シュムロため池	同
同	田 原 頭 首 工	同
同	豊 畑 頭 首 工	同
同	川合第8号頭首工	同
同	川合第13号頭首工	同
同	川合第14号頭首工	同
同	東別第2号頭首工	同

### 北海道告示第568号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成23年9月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 根室市牧の内159の1、163の1、191の1、199の4から199の6まで、200の1、203の1、204の5、205の1、205の2、239の3、245の11

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

牧の内159の1・203の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、204の5、205の1、205の2、254の11

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び根室市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第569号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成23年9月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1 (1) 解除予定保安林の所在場所 山越郡長万部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 解除の理由 電気通信設備用地とするため

2 (1) 解除予定保安林の所在場所 石狩郡当別町字青山奥2513の290・字青山2192の9・2910の460・2910の463・2910の464・2910の467・2910の470・2910の473から2910の475まで・2910の477・2915の313から2915の320まで・2915の327から2915の329まで（以上22筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、2910の189から2910の191まで、2915の307、2915の308、2915の312（以上6筆国有林）、字青山奥

2513の290・字青山2192の9・2910の460・2910の463・2910の464・2910の467・2910の470・2910の473から2910の475まで・2910の477・2915の313から2915の320まで・2915の327から2915の329まで（以上22筆について次の図に示す部分に限る。）、2910の189から2910の191まで、2915の307、2915の308、2915の312、2915の311

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 解除の理由 ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第570号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年9月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 小樽市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小樽市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び小樽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第571号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年9月9日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 山越郡長万部町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び長万部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第572号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年9月9日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 河川の名 称 一級河川石狩川水系富野川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成23年9月9日
- 3 廃川敷地等の位置 (左岸) 夕張市富野73番5地先及び同94番2地先  
(右岸) 夕張市富野60番12地先から同62番5地先まで及び同76番3地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 6,218.35㎡

#### 北海道告示第573号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により策定した北海道景観計画を次のとおり変更した。

（「次のとおり」は、省略し、その図書を北海道建設部まちづくり局都市計画課並びに各総合振興局及び振興局の建設管理部建設行政室建設指導課及び産業振興部建設指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成23年9月9日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道告示第574号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年9月9日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - (1) パーソナルコンピュータの賃貸借 5台分 一式（1月当たりの単価）
  - (2) パーソナルコンピュータの賃貸借 450台分 一式（1月当たりの単価）
- 2 落札を決定した日 平成23年8月26日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1)ア 氏 名 富士通リース株式会社  
イ 住 所 東京都千代田区神田練堀町3番地
  - (2)ア 氏 名 東京センチュリーリース株式会社  
イ 住 所 東京都港区浜松町2丁目4番1号
- 4 落札金額
  - (1) 8,190円
  - (2) 325,552円
- 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告 平成23年7月29日付け北海道告示第505号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名 称 北海道出納局集中業務室調達課
  - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

### 総合振興局告示及び 振興局告示

#### 北海道空知総合振興局告示第112号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年9月9日

北海道空知総合振興局長 武田 裕二

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

- モノクロ複合機 1台
- 2 落札を決定した日  
平成23年8月30日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名 株式会社文明堂  
(2) 住所 岩見沢市9条西1丁目1番地
- 4 落札金額  
144,585円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成23年8月2日付け北海道空知総合振興局告示第106号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名称 北海道空知総合振興局地域政策部総務課  
(2) 住所 岩見沢市8条西5丁目

#### 北海道上川総合振興局告示第93号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
平成23年9月9日

北海道上川総合振興局長 窪田 毅

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量（調達予定数量）  
複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1台（1月当たりの単価）及び34,000枚（1月の1枚当たりの単価））
- 2 落札を決定した日  
平成23年8月25日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名 富士ゼロックス北海道株式会社  
(2) 住所 札幌市中央区大通西6丁目1番地
- 4 落札金額
- |      |                   |             |
|------|-------------------|-------------|
| 基本料金 | 1月当たり             | 100円        |
| 複写料金 | 1枚から 2,000枚まで     | 1枚当たり 0.70円 |
|      | 2,001枚から 5,000枚まで | 1枚当たり 0.70円 |
|      | 5,001枚から20,000枚まで | 1枚当たり 0.70円 |
|      | 20,001枚以上         | 1枚当たり 0.70円 |
- 5 契約の相手方を決定した手続

- 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成23年7月26日付け北海道上川総合振興局告示第78号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名称 北海道上川総合振興局地域政策部総務課  
(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

#### 北海道上川総合振興局告示第94号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年9月9日

北海道上川総合振興局長 窪田 毅

- 1 入札に付す事項
- 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び数量（調達予定数量）  
A重油 13,700リットル
  - 調達をする物品等の仕様等 JIS規格 1種2号
  - 契約期間 契約を締結した日から平成24年5月31日
  - 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。
- 平成23年北海道告示第7号に規定する物品の購入の資格（暖房燃料）を有すること。
  - 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
  - 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
  - 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
  - 発注を受けた日から3日以内に納入が可能なこと。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。  
ア 申請の時期 平成23年9月9日から同月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休

<p>日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局地域政策部総務課</p> <p>(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所 北海道上川総合振興局地域政策部総務課</p> <p>5 入札執行の場所及び日時</p> <p>(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階入札室(送付による場合は、郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局地域政策部総務課)</p> <p>(2) 入札日時 平成23年10月6日 午後3時30分(送付による場合は、同月5日までに必着)</p> <p>(3) 開札場所 (1)に同じ。</p> <p>(4) 開札日時 (2)に同じ。</p> <p>6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。</p> <p>7 この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告 平成23年3月29日付け北海道上川総合振興局告示第57号</p> <p>8 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 4に同じ。</p> <p>(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道上川総合振興局のホームページ (<a href="http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatu-buppin.htm">http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatu-buppin.htm</a>) においてダウンロードすることができる。</p> <p>9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。</p> <p>10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。</p> <p>11 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p>	<p>(1) 名称 北海道上川総合振興局地域政策部総務課</p> <p>(2) 所在地 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 電話番号 0166-46-5907</p> <p>12 Summary</p> <p>A Nature and quantity of the products to be procured : Fuel oil A (JIS class 1, No. 2) Approximately 13,700 liter</p> <p>B Bid tendering date and time : 3 : 30 P.M., October 6, 2011 (If mailed bids must arrive no later than October 5, 2011)</p> <p>C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Kamikawa General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, 1-1, 19-choume, 6-jo, Nagayama, Asahikawa 079-8610 Japan Phone : 0166-46-5907</p> <hr/> <p><b>北海道十勝総合振興局告示第76号</b></p> <p>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成23年9月9日</p> <p style="text-align: right;">北海道十勝総合振興局長 徳長政光</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量 除雪トラック (10t級) 4台 (除雪トラック (10t級) 3台及び除雪グレーダ (3.7m級) 1台と交換)</p> <p>2 落札を決定した日 平成23年8月23日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所</p> <p>(1) 氏名 UDトラックス道東株式会社</p> <p>(2) 住所 帯広市西21条北1丁目3番12号</p> <p>4 落札金額 124,782,000円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告 平成23年7月12日付け北海道十勝総合振興局告示第62号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(1) 名称 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課</p> <p>(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地</p> <hr/>
---	--

北海道十勝総合振興局告示第77号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年9月9日

北海道十勝総合振興局長 徳 長 政 光

1 落札に係る物品等の名称及び数量

小型除雪車 (1.5m/800t) 1台

(小型除雪車 (1.5m) 1台と交換)

2 落札を決定した日

平成23年8月23日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社日本除雪機製作所

(2) 住 所 札幌市手稲区稲穂3条6丁目4番38号

4 落札金額

16,569,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成23年7月12日付け北海道十勝総合振興局告示第63号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地

道 教 育 庁 オ ホ ー ツ ク  
教 育 局 告 示

北海道教育庁オホーツク教育局告示第29号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年9月9日

北海道教育庁オホーツク教育局長 西 崎 毅

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア A重油その1（北見地区①） 121,329リットル

イ A重油その2（北見地区②） 91,666リットル

ウ A重油その3（北見地区③） 90,664リットル

エ A重油その4（訓子府置戸地区） 46,689リットル

オ A重油その5（美幌地区） 83,664リットル

カ A重油その6（網走地区） 97,663リットル

キ A重油その7（斜里地区） 61,999リットル

ク A重油その8（遠軽地区） 82,329リットル

ケ A重油その9（佐呂間常呂地区） 46,265リットル

コ A重油その10（紋別地区） 80,429リットル

サ A重油その11（雄武興部地区） 48,331リットル

アからサまでについては、それぞれの入札による。

(2) 調達をする物品等の仕様等 J I S 1種2号

(3) 契 約 期 間 契約締結の日から平成24年5月31日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成23年北海道告示第7号に規定する物品の購入の資格（暖房燃料）を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第1項に定める石油販売業の届出をしている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成23年9月9日（金）から同月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目  
北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 1の(1)のアからエまで及びクからサまでについては、北海道オホーツク合同庁舎4階1号会議室、1の(1)のオからキまでについては、同庁舎1階保健所会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時

ア 1の(1)のアからエまで 平成23年10月6日（木）午前9時30分

イ 1の(1)のオからキまで 平成23年10月7日（金）午前9時30分

ウ 1の(1)のクからサまで 平成23年10月6日（木）午後2時

（送付による場合は、10月5日（水）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告  
平成23年5月20日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示26号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

また、北海道教育庁オホーツク教育局ホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/okh/kokuji.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業者等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目  
電話番号 0152-41-0785

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Fuel oil A (JIS class1, No.2) 121,329 liter
- b Fuel oil A (JIS class1, No.2) 91,666 liter
- c Fuel oil A (JIS class1, No.2) 90,664 liter
- d Fuel oil A (JIS class1, No.2) 46,689 liter
- e Fuel oil A (JIS class1, No.2) 83,664 liter
- f Fuel oil A (JIS class1, No.2) 97,663 liter
- g Fuel oil A (JIS class1, No.2) 61,999 liter
- h Fuel oil A (JIS class1, No.2) 82,329 liter
- i Fuel oil A (JIS class1, No.2) 46,265 liter
- j Fuel oil A (JIS class1, No.2) 80,429 liter
- k Fuel oil A (JIS class1, No.2) 48,331 liter

B Bid tendering date and time :

- a a, b, c, d 9 : 30 A.M., October 6, 2011
- b e, f, g 9 : 30 A.M., October 7, 2011
- c h, i, j, k 2 : 00 P.M., October 6, 2011

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., October 5, 2011)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Okhotsk District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nishi 3, Kita 7, Abashiri 093-8619 Japan  
Phone : 0152-41-0785